

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示をご覧ください
(公示概要のお知らせ)

この度、公示する「群馬用水施設機能保全計画更新等業務」の主な内容は、以下のとおりです。

(簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示本文、業務説明書本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一. 業務内容等について

- ① 業 務 名 群馬用水施設機能保全計画更新等業務
- ② 成果品納入場所 群馬県前橋市古市町 386 番地
独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所
- ③ 履行期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 2 日まで
- ④ 業務内容 本業務は群馬用水施設について水管橋上での磁粉探傷試験、サイホンの内部調査及び、既存の機能保全計画書の見直し、更新を行うものである。
- ⑤ そ の 他 本業務は、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する「簡易公募型プロポーザル方式」により契約者を特定するものである。

二. 競争に参加するための資格について

- ① 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の競争参加資格
機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- ② 同種業務又は類似業務の履行実績
業務説明書に掲げる同種業務又は類似業務の実績を有していること。
- ③ 技術提案を求める評価テーマ
 - ・ 水管橋外面調査（磁粉探傷試験）にあたって留意すべき事項
 - ・ 従来調査手法によらない新技術活用による施設監視計画の提案
- ④ 技術者の要件
業務説明書に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
- ⑤ 欠格要件に該当しないこと。
- ⑥ その他、詳細は業務説明書に記載する。

三. 開札までのスケジュールについて

- ① 公示期間：令和 7 年 8 月 1 8 日(月)～令和 7 年 8 月 2 8 日(木) 1 7 時
- ② 業務説明書等の交付期間：令和 7 年 8 月 1 8 日(月)～令和 7 年 8 月 2 8 日(木) 1 7 時
- ③ 参加表明書の提出期限：令和 7 年 8 月 2 8 日(木) 1 7 時
- ④ 技術提案書提出者の選定通知日：令和 7 年 9 月 4 日(木)
- ⑤ 技術提案書の提出期限：令和 7 年 9 月 1 9 日(金) 1 7 時
- ⑥ 技術提案書の特定通知：令和 7 年 1 0 月 9 日(木)

四. その他

本件に関する業務説明書等は、入札情報サービスからダウンロードにより交付します。

入札情報サービス URL：https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/

業務説明書等をダウンロードした方は、「業務説明書等の交付受領書」を F A X にて下記までお送り下さい。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

住 所：〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1 6 8 2 番地

T E L：0 2 7 8－2 4－5 7 1 1

F A X：0 2 7 8－2 2－7 5 6 5

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 8 月 1 8 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

利根川上流総合管理所長 本田 毅

1. 業務概要

- (1) 業務名 群馬用水施設機能保全計画更新等業務
- (2) 業務内容 本業務は群馬用水施設について水管橋上での磁粉探傷試験、サイホンの内部調査及び、既存の機能保全計画書の見直し、更新を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～令和 8 年 3 月 2 日

2. 参加資格

基本的要件

- ① 以下の各号に該当しない者であること。
 - 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 2) 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本公示の日から過去 2 年以内に次の（A）から（G）までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) （A）から（F）までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - 3) 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 5) 参加表明書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- 6) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
 - 7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ② 機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加表明書及び参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照とすること。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
 - ④ 事業協同組合等として参加表明書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加表明書等を提出することはできない。
 - ⑤ 参加表明書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (1) 機構が発注した業務のうち、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引渡された業務の実績がある場合においては、「設計業務」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
- (2) 参加表明書等を提出しようとする者の間に次に示すいずれの関係にも該当しないこと。
- なお、いずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

 - 1) 親会社と子会社の関係
 - 2) 親会社はを同じくする子会社同士の関係
 - ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

 - 1) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (B) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (C) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (D) 組合の理事
- (E) その他業務を執行する者であって、(A) から (D) までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
配置予定技術者の資格、同種又類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続き等

(1) 担当事務所

〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話 0278-24-5711 FAX 0278-22-7565

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から令和 7 年 8 月 2 8 日（木）1 7 時まで
- ② 交付方法： 下記の【入札情報サービス URL】の【発注情報】から行うので、希望者
該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。

入札情報サービス URL：https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/

業務説明書等の交付を受けた者は、別紙「業務説明書等の交付受領書」を FAX に
より提出してください。

- ③ 交付費用： 交付費用は無料とする。

(3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和7年8月28日（木）17時00分
 - ② 提出場所：上記（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- （4）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ① 提出期限：令和7年9月19日（金）17時00分
 - ② 提出場所：上記（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：（3）の③に同じ。
6. その他
- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - （2）契約保証金
受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - （3）契約書作成の要否 要
 - （4）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
 - （5）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ
 - （6）2.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も 5.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
 - （7）詳細は説明書による。

群馬用水施設機能保全計画更新等業務説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、群馬用水施設について水管橋上での磁粉探傷試験、サイホンの内部調査及び、既存の機能保全計画書の見直し、更新を行うものである。

(2) 業務内容

- ・ 施設機能調査 1 式
- ・ 機能保全計画更新 1 式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

【評価テーマ①】水管橋外面調査（磁粉探傷試験）にあたって留意すべき事項

【評価テーマ②】従来調査手法によらない新技術活用による施設監視計画の提案

(3) 業務の打合せは全 4 回とする。

(4) 本業務における「軽微な部分」は設計共通仕様書第 1 章第 28 節第 2 項及び測量共通仕様書第 1 編第 1 章第 29 節第 2 項に規定する部分の他、計算処理（単純な電算処理に限る）とする。

(5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 業務報告書 2 部（電子媒体 2 部、紙ファイル 1 部）

(7) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

令和 7 年 11 月中旬 ～ 令和 8 年 3 月 2 日

(8) その他

① 本業務の契約書(案)及び特記仕様書(案)は別添のとおりである。

② 担当事務所

〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話 0278-24-5711 FAX 0278-22-7565

2. 提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

① 基本的要件

(A) 以下の各号に該当しない者であること。

- a) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- b) 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、公示の日から過去 2 年以内に次のいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (カ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - c) 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - d) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - e) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - f) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
 - g) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (B) 機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加表明書及び参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照とすること。
- (C) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (D) 事業協同組合等として参加表明書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加表明書等を提出することはできない。
- (E) 参加表明書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、利根川・荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- ② 機構が発注した業務のうち、令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 2 年間に元請けとして完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、「設計業務」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が 2 年連続で 60 点未満でないこと。
- ③ 参加表明書等を提出しようとする者の間に、次に示すいずれの関係にも該当しない

こと。

なお、いずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社はを同じくする子会社同士の関係

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d) 組合の理事

e) その他業務を執行する者であつて、a) から d) までに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

④ 下記の条件を満たす同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。なお、実績については2) から4) に示す条件等によるものとする。

1) 平成27年4月1日から本業務における参加表明書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。

(注) 以下、同種業務又は類似業務の履行実績、経験において同じ。

注1「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。

注2「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。

注3「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

- 2) 同種業務又は類似業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センターJACIC)の測量調査設計業務実績情報サービス(以下「TECRIS」という。)又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(以下「AGRIS」という。)に登録されている業務から選定すること。
- 3) 同種業務又は類似業務の発注者から企業に対し通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務又は類似業務の履行実績として認めない。
- 4) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務又は類似業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書(例:様式2関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の写し)をもって60点とみなす。

【同種業務又は類似業務として認める業務実績の要件】

- ・ 同種業務 : 水路施設の機能診断調査又は機能保全計画の策定を行う業務
- ・ 類似業務 : 水路施設の設計を行う業務

(2) 予定技術者

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は令和7年9月4日(木)を予定する。

① 配置予定技術者

主任技術者、管理技術者(以下「配置予定技術者」という。)については、下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有するものであることとする。

1) 次のいずれかの資格を有している者

(A) 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者

【総合技術監理部門】

建設：「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「トンネル」

上下水道：「上水道及び工業用水道」

農業：「農業農村工学（旧 農業土木）」

【建設部門】：「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「トンネル」

【上下水道部門】：「上水道及び工業用水道」

【農業部門】：「農業農村工学（旧 農業土木）」

- (B) 公益社団法人土木学会が認定した次に掲げる資格分野の特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者又は当該者となる資格を有する者

【特別上級土木技術者】：「鋼・コンクリート」、「メンテナンス」又は「総合」

【上級土木技術者及び1級土木技術者】

：「鋼・コンクリート」、「メンテナンス」又は「トンネル・地下」

- (C) 次に掲げる部門の RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）又は当該者となる資格を有する者

【RCCM】：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「上水道及び工業用水道」、「農業土木」、「鋼構造及びコンクリート」又は「トンネル」

- (D) 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士又は当該者となる資格を有する者

- (E) 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験を有する者

- 2) 平成27年4月1日から本業務における参加表明書等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務又は類似業務において、次のいずれかを有していること。

- ・ 受注者として、主任技術者、管理技術者又は担当者としての経験
- ・ 発注者として、統括調査員、主任調査員又は調査員としての経験

なお、以下の (A) から (C) の条件等によるものとする。

また、同種業務又は類似業務の経験は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。

- (A) 同種業務又は類似業務の発注者から企業に対して通知された測量等業務成績評定表の評定点が 60 点未満の場合は同種業務又は類似業務の経験として認めない。

- (B) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務又は類似業務の経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2 関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって 60 点とみなす。

- (C) 転職等により、同種業務又は類似業務の経験として、測量等業務成績評定の評定

点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式２関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しをもって 60 点とみなす。

- 3) 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。
- 4) 令和 7 年 8 月 1 8 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 5 億円未満かつ 10 件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が 5 億円未満かつ 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。

なお、令和 7 年 8 月 1 8 日現在での手持ち業務のうち、機構の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円から 2.5 億円の間に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 5 億円、件数で 10 件（令和 7 年 8 月 1 8 日現在での手持ち業務に、機構所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件）未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の a) から d) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 5) a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似実績を有する者
- 6) b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 7) c) 当該管理技術者と同等以上の業務成績評価を有する者
- 8) d) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりとする。

【①企業の評価】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
企業の経験及び能力	資格要件	(様式－6) 下記の順位で評価する。 ① 機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の以下部門の登録がある。「上水道及び工業用水道」、「農業土木」「鋼構造及びコンクリート」「河川、砂防及び海岸・海洋」、又は「トンネル」。 ② ①以外の部門の登録がある。 ③ 技術提案書提出期限までに、「土木関係建設コンサルタント業務」の登録がない。	① 5 ② 0 ③ 選定しない
	専門技術力	(様式－5) 平成27年4月1日から本業務の参加表明書等提出期限までに完了した同種業務又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外 記載業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。	① 10 ② 6 ③ 選定しない
		令和5年1月1日から令和6年12月31日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 60点以上70点未満 ⑥ 60点未満 なお、成績評定を受けた機構の業務実績がない場合には加点しない。	① 20 ② 16 ③ 12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 選定しない
		(様式－8) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和4年度から令和7年度までの優良業務表彰の実績を下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり なお、表彰実績がない場合は加点しない。	① 15 ② 9 ③ 3
	事故及び不誠実な行為	機構の理事長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から1年間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意又は修補請求 ② 口頭注意 評価基準日は、「参加表明書等の提出期限日」とする。	①－10 ②－5
小計（事故及び不誠実な行為を除く）			50

【②配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 (様式－２) 下記の順位で評価する。 ① 技術士 ② 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） R C C M 農業土木技術管理士 ③ 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験	① ５ ② ３ ③ ０
	専門技術力	業務執行技術力（業務実績） (様式－２、３) 平成 27 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等提出期限までに完了した同種業務又は類似業務について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、同種業務をマネジメントした実務経験 ② 類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験 ③ ①②以外は選定しない 記載業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。	① 1 0 ② 6 ③ 選定しない
		業務執行技術力（業務成績） 令和 3 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 80 点以上 85 点未満 ③ 75 点以上 80 点未満 ④ 70 点以上 75 点未満 ⑤ 60 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点未満 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。なお、成績評定を受けた機構発注業務の実績がない場合には加点しない。 令和 3 年 1 月 1 日から本業務の参加表明書等の提出期限までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定を確認出来る書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること（照査技術者として従事した業務を除く）。	① 2 0 ② 1 6 ③ 1 2 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 選定しない
		業務執行技術力（優良表彰） (様式－２) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和 4 年度から令和 7 年度までの優秀技術者表彰の実績について、下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり なお、表彰実績がない場合は加点しない。	① 1 5 ② 9 ③ 3
		手持ち業務 (様式－２) 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 5 億円以上または件数が 10 件以上の場合、または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が、5 億円以上または件数が 10 件以上は選定しない。 なお、手持ち業務量のうち機構の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円から 2.5 億円に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。	数値化しない
		小計	

【③業務実施体制】

評価 項目		評価の着目点	評価の ウェイト
		判断基準	
業務 実施 体制	業務実施体制 の妥当性	(様式－４、７) 業務の分担について記載する。 なお、下記の項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	数値化しない
合計			１００

4. 参加表明書の留意事項

(1) 関連資料

- ① 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、TECRIS 又は AGRIS に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- ② 配置予定技術者の平成 27 年 4 月 1 日から参加表明書等の提出期限までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績が有る場合は、成績表定点を確認出来る書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること（照査技術者として従事した業務を除く）。
- ③ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者の写し等）を添付すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 7 年 8 月 28 日（木） 17 時 00 分

提出場所：〒378-0051

群馬県沼田市上原町1682番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話：0278-24-5711 FAX：0278-22-7565

提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 選定・非選定通知

- ① 参加表明を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 3～5 者程度選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を越えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定した者には書面にて通知する。また、選出されなかった者に対しては選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を同じく書面をもって通知する。両通知とも分任契約職から通知するものとする。
- ② 上記①の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することにより、分任契約職に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含む。）以内に、書面により行う。
- ④ 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

受付場所：〒378-0051

群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話：0278-24-5711 FAX：0278-22-7565

受付日時：9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

5. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」及び「評価テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

【①配置予定技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 (様式－２) 下記の順位で評価する。 ① 技術士 ② 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） R C C M 農業土木技術管理士 ③ 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験	① ５ ② ３ ③ ０
	専門技術力	業務執行技術力 (業務実績) (様式－２、３) 平成 27 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等の提出期限までに完了した同種業務又は類似業務について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、同種業務をマネジメントした実務経験 ② 類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験 ③ ①②以外は選定しない 記載業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め 1 枚以内に記載する。	① ５ ② ３ ③ 選定しない
		業務執行技術力 (業務成績) 令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 80 点以上 85 点未満 ③ 75 点以上 80 点未満 ④ 70 点以上 75 点未満 ⑤ 60 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点未満 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務を除く。 なお、成績評定を受けた機構発注業務の実績がない場合には加点しない。 令和 5 年 1 月 1 日から本業務の参加表明書等の提出期限までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定を確認出来る書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること（照査技術者として従事した業務を除く）	① 1 0 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 選定しない
		業務執行技術力 (優良表彰) (様式－２) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和 4 年度から令和 7 年度までの優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり なお、表彰実績がない場合は加点しない。	① ５ ② ３ ③ １ ④ ０
	小計		

【②実施方針など（様式-10）】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
	なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合、その他に関する記載がない場合は特定しない。		特定しない
小計			25

【③評価テーマ（様式-11）】

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
		判断基準		
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ①	的確性	提案内容と与条件との整合性が高く、水管橋外面調査（磁粉探傷試験）の方法・考え方として適切である場合に優位に評価する。	5
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており水管橋外面調査（磁粉探傷試験）の方法・考え方が具体的かつ的確である場合に優位に評価する。	10
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5
			業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない
	評価テーマ②	的確性	提案内容と与条件との整合性が高く、新技術活用による施設監視計画の提案として適切である場合に優位に評価する。	5
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、新技術活用による施設監視計画の提案が具体的かつ的確である場合に優位に評価する。	10
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5
			業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない
小計				50

【④ 参考見積（様式自由）】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。	数値化しない

6. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 業務量の目安

本業務の参考業務規模は 2,900 万円程度（税込み）を想定している。

③ 実施方針・実施フロー・工程表その他

本業務に対する実施方針・実施フロー・工程表その他事項の記載にあたっては、A4 用紙 1 ページで簡潔に記載すること。

④ 評価テーマ

業務説明書 1. 業務の概要 (2) 業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障は無いが、本件のために作成した CG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1 テーマ毎に A4 用紙 1 ページに記載すること。

⑤ 参考見積

技術提案の内容に対する費用が分かる内訳を含む見積とする。

(2) 作成方法

・配布された様式（様式－1 1～様式－1 4）を基に作成を行うものとする。

(3) 技術提案書作成のための参考資料の配付

技術提案書作成のための参考資料を次のとおり配付する。参加表明書提出者のうち配付を希望する場合は、あらかじめその旨の申し込みを F A X（様式自由）にて行うものとする。

なお、配付する参考資料の情報は、本業務の技術提案書作成のみに使用し、他の目的に使用してはならない。技術提案書の作成後は情報の消去又は廃棄を確実に行うこと。また、参考資料の閲覧、技術提案書の作成過程で知り得た秘密、明らかになった情報は本業務の技術提案書の作成後においても部外者及び第三者に漏らしてはならない。

① 交付期間：令和 7 年 8 月 2 8 日（木）から令和 7 年 9 月 1 9 日（金）17 時まで

② 交付方法：申し込み後、通知する URL よりダウンロード

③ 交付資料：群馬用水施設機能保全計画策定等業務報告書（令和 4 年 3 月）

(4) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 7 年 9 月 1 9 日（金）1 7 時 0 0 分

提出場所：〒378－0051

群馬県沼田市上原町1682番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話：0278-24-5711 FAX：0278-22-7565

提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

① 実施方法：web 方式

② 実施日：令和7年9月22日（月）から令和7年10月2日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③ 開始時刻：後日連絡する。

④ 出席者：配置予定技術者

⑤ その他

1) 上記②に示す実施日に配置予定技術者の都合が合わない場合は、令和7年9月22日までに発注者と協議のうえ、変更できるものとする。

2) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(6) 特定・非特定通知

① 技術提案書を提出したものの中から、評価の合計が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定したものには、書面にて通知する、また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を同じく書面をもって通知する。両通知とも分任契約職から通知するものとする。通知は令和7年10月9日（木）を予定している。

② 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）することにより、分任契約職に対して非特定理由について説明を求めることができる。

受付場所：〒378-0051

群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話：0278-24-5711 FAX：0278-22-7565

受付日時：9時00分から17時00分まで。

③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、書面により行う。

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4用紙）により行うものとし、郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスは併記するものとする

① 質問の受付期間

1) 参加表明書に係る質問

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から令和 7 年 8 月 2 2 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く17時00分まで

2) 技術提案に係る質問

令和 7 年 9 月 4 日（木）から令和 7 年 9 月 9 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く17時00分まで

② 提出先

〒378－0051

群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課 川口

電話：0278－24－5711 FAX：0278－22－7565

(2) 質問に対する回答は、

1) 参加表明書の質問に対する回答は、受理した日から2日間以内（休日を含まない。）

2) 技術提案書の質問に対する回答は、受理した日から4日間以内（休日を含まない。）

に質問者に対して電送で行うほか、以下のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所：7. (1) ②の提出先に同じ

② 閲覧期間：回答日の翌日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 17 時 00 分まで

8. 開札日等

開札は、利根川上流総合管理所にて、令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）1 0 時に行う。

なお、予定価格は、技術提案書が特定された者から提出された参考見積に基づき、機構の積算基準に則り設定する。

9. 支払条件

(1) 前払金 請負代金額の 30%以内

(2) 部分払 0 回

10. その他の留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 同種又は類似業務の実績については、わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、わが国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
 - ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定されなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
 - (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
 - (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ・ 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合。
 - ・ 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・ 白紙である場合
 - ・ 入札説明書に指示された項目を満足していない場合
 - ・ 発注者名に誤りがある場合
 - ・ 発注案件名に誤りが有る場合
 - ・ 提出業者名に誤りが有る場合
 - ・ その他未提出又は不備が有る場合
 - (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - (8) 特定されなかった場合においても提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (9) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - (10) 本業務の主たる部分の再委託は認めない。
 - (11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
 - (12) 特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償請求を行うことができる。
 - (13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

- (14) 機構の成績評定要領に基づく業務成績以外は評価の対象としない。

参加表明書および技術提案書様式一覧

(1) 参加表明書の作成様式は、次のとおりとする。

- ・参加表明書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
- ・配置予定技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- ・配置予定技術者の同種又は類似業務経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3
- ・業務実施体制（再委託等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4
- ・企業の平成 27 年度以降の同種又は類似業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5
- ・機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格認定状況・・・・・・様式 6
- ・業務実施体制（管理技術者、担当技術者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 7
- ・令和 4 年度から令和 7 年度までの企業の優良表彰の実績・・・・・・・・・・・・・・様式 8

(2) 技術提案書の作成様式は、次のとおりとする。

- ・技術提案書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 9
- ・業務の実施方針・業務フロー・工程計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 10
- ・評価テーマに対する技術提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 11
- ・参考見積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意の様式

参加表明書

業務の名称：群馬用水施設機能保全計画更新等業務

履行期限：契約締結日の翌日から令和８年３月２日まで

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

利根川上流総合管理所 本田 毅 殿

提出者) 住 所

電話番号

F A X

会社名

代表者

役職名

氏名

印

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E－m a i l

代表者

役職名

氏名

印

(様式－２)

・配置予定技術者の経歴等

ふりがな ① 氏名		② 生年月日		
③ 所属・役職				
④ 保有資格 技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日：				
⑤ 同種業務又は類似業務経歴（１件） TECRIS 又は AGRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。				
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間	
	TECRIS 又は AGRIS 登録番号：			
⑥ 手持業務の状況（令和７年８月１５日、本業務公示日現在） 管理（主任）技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務 （ただし、機構業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】をつけること。）				
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑦ 令和４年度から令和７年度までの優良業務表彰の経験（機構発注業務） なお、業務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とするが、TECRIS 又は AGRIS に登録されていない場合は、当該業務に携わったことが証明できる書類を添付すること。				

注 1:業務分類には、業務説明書の 2. (1) で定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2:配置予定技術者の所属企業との雇用関係が確認できる書面（健康保険証、標準報酬決定通知書等）の写しを末尾に添付すること。

(例：様式2関係)

業務完了証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所
〇〇 〇〇 〇〇

印

下記業務を受注し、完了したことを証明します。

業 務 名 〇〇〇〇〇業務

履 行 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—

履 行 期 間 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

業務の内容

従事技術者 管理技術者 〇〇 〇〇

従 事 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

(様式－３①)

・配置予定技術者の同種業務又は類似業務の経歴

業務分類	同種（あるいは類似）業務
業務名	
TECRIS 又は AGRIS 登録 番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
担当した業務の内容	

注１：業務分類には、業務説明書の 2. (1) で定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注３：〇〇技術者：「管理（主任）」又は「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：TECRIS 又は AGRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式－3②)

配置予定技術者の同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験
(例えば、統括調査員又は主任調査員に相当する程度の実務経験)

業務分類	職務上の立場（役職名）	機関名（所属まで記載）	期間

経験の概要	
-------	--

注 1：業務分類には、説明書の 2. (1) で定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

配置予定技術者の平成 27 年度以降、本業務の参加表明書等提出期限までに完了した業務について、管理（主任）技術者及び担当技術者として従事した機構業務のうち、TECRIS 又は AGRIS に登録されていない業務が有る場合には以下に記載する。

(業務自体が TECRIS 又は AGRIS に登録されていない場合のみ記載する。)

業務名	職責（管理（主任）・担当の別を記入）	契約金額	履行期間	発注者（事業所名）

(様式－４)

・業務実施体制（再委託等）

分担業務の内容	備 考

注１：１社単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。ただし、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載し、業務全体に占める再委託割合を記載すること。また、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－５)

企業の平成 27 年度以降の同種業務又は類似業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
TECRIS 又は AGRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注 1：業務分類には、説明書の 2. (1) で定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2：様式－２に記載した技術者の同種業務又は類似業務経歴と重複して記載できる。

注 3：TECRIS 又は AGRIS に登録されていない実績を記載した場合は、当該業務の契約書等の写し及び、業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書の該当部分の写し等を添付すること。

(様式－ 6)

・ 機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名競争）参加資格登録状況

・ 機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名競争）参加資格登録状況 登録部門： ○○部門 登録（認定）年月日： 業者番号：
--

(様式－ 7)

・ 業務実施体制

	配置予定技術者等の氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注 1：氏名にはふりがなをふること。

注 2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(様式－ 8)

・ 令和 4 年度から令和 7 年度までの企業の優良表彰の実績

業務名	○○○○業務
表彰名	優良業務表彰
表彰者	○○建設所長
表彰年月日	令和○年○月○日

技 術 提 案 書

業務の名称 : 群馬用水施設機能保全計画更新等業務

履行期間 : 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 2 日まで

標記業務について、技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
利根川上流総合管理所長 本田 毅 殿

提出者)	住 所			
	電話番号			
	会 社 名			
	代 表 者	役職名	氏名	印
作成者)	担当部署			
	氏 名			
	F A X			
	E-mail			

(様式-10)

・業務の実施方針

[illegible]

- ・業務フロー

[illegible]

・工程計画

[illegible]

注1：業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。

注2：本様式（業務の実施方針、実施フロー、工程計画）は、A4用紙1ページで記載すること。

注3：文章の文字フォントは、(図表類で用いるフォントを除き) 9ポイント以上とすること。

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ①：水管橋外面調査（磁粉探傷試験）にあたって留意すべき事項

注1：評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。

なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注2：本様式は、評価テーマ①につき、A4用紙1ページで記載すること。

注3：文章の文字フォントは、（図表類で用いるフォントを除き）9ポイント以上とすること。

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ②：従来調査手法によらない新技術活用による施設監視計画の提案

注1：評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。

なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注2：本様式は、評価テーマ②につき、A4用紙1ページで記載すること。

注3：文章の文字フォントは、（図表類で用いるフォントを除き）9ポイント以上とすること。